

第10回 再犯防止に向けた更生支援推進協議会 回答票

【千葉県再犯防止推進計画の策定に向けた方針の検討について】

項目	質問、意見など	質問、意見への対応
背景	【検察庁】「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づく計画の位置づけについて、計画のアウトラインの「3 計画の位置づけ」と重複する記載があることから、「再犯の防止の推進に関する法律」の施行、と修正してはどうか。	⇒タイトルを『「再犯の防止等の推進に関する法律」の施行』に修正する。
計画のアウトライン	<p>2 計画の基本理念</p> <p>【千葉市】「また、更生支援の施策は、<u>犯罪被害者等</u>の名誉や生活の平穏を害することのないよう、<u>犯罪被害者</u>に対する十分な配慮をもって行うものとし～」とあるが、当該下線部の表現の違いについて伺いたい。</p> <p>3 計画の位置付け</p> <p>【県警警務課】警察では、一般的に微罪処分と判断する際に「再犯のおそれのない者の犯行であること」を一つの判断要素としていることから、再犯防止施策の対象者として、あえて微罪処分者を例示に挙げることは、再犯のおそれがない者の再犯防止という矛盾が生じるため、削除をお願いしたい。</p> <p>【検察庁】タイトルを「計画の位置づけ及び対象者」と修正してみてはどうか。また、2段目、「また、」以下を、「本計画の対象者は、法第2条第1項の規定に基づく『犯罪をした者等（犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者をいう。）』とし、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。）に収容されている者のほか、微罪処分となった者、起訴を猶予された者、罰金・科料となった者、刑の全部の執行を猶予された者を含むものとする。」と修正してみてはどうか。</p> <p>5 計画の策定体制</p> <p>【保護観察所】設置される協議会については、全体会のほかに、それぞれの重点課題に応じた関係機関による実務担当者レベルの分科会を設置して、関係機関による具体的な計画の進捗管理等を実施する体制としてはいかがか。</p> <p>6 計画の策定スケジュール</p> <p>【少年鑑別所】「計画案の作成」が【3月～8月】となっているが、協議会の委員に公的機関の職員が多く含まれるのであれば、春の人事異動で担当者が変更となる可能性を踏まえ、4月開始とする方が良いのではないか。</p> <p>【保護観察所】「計画案の作成【3月～8月】」の際に、重点課題に掲げられた各項目に関する各種団体・機関から諸課題についてのヒアリングを是非実施し、計画がより効果的なものとなるようお願いしたい。</p>	<p>⇒表記を「犯罪被害者等」に統一する。</p> <p>⇒「犯罪をした者等」については、再犯防止法の附帯決議「有罪判決の言渡し若しくは保護処分の審判を受けた者又は犯罪の嫌疑がないという理由により公訴の提起を受けなかった者」に基づき設定した。表記の仕方については、今後検討する。</p> <p>⇒タイトルを「計画の位置づけ及び対象者」に修正する。また、2段目もご意見のとおり修正する。</p> <p>⇒具体的な計画の進捗管理等の方法については、今後検討する。</p> <p>⇒早期の計画策定に向けて、2月の協議会で計画の方針が決定され次第、速やかに作成作業を進めていくこととしたい。</p> <p>⇒各種団体・機関からの意見聴取の方法については、今後検討する。</p>
重点課題の検討	<p>重点課題1</p> <p>【弁護士会】支援の質の検証のために追跡調査や残念ながら支援をしても再犯に至ってしまった方へのアフターフォロー（継続支援）や支援内容の検証についても項目として入れてみてはいかがか。</p> <p>【保護観察所】千葉県におけるモデル事業については、支援が必要な者を刑事司法関係機関から地域福祉へとつなぐ大変効果的な取組・繋がりであると考えてるので、「重点課題1」の取組は、モデル事業の枠組みやその成果を踏襲し、充実した制度となるようお願いしたい。</p> <p>重点課題2</p> <p>【保護観察所】市町村における再犯防止推進計画策定への取組に関する支援を明記し、県内市町村における再犯防止施策の充実が図られるような配慮をお願いしたい。</p> <p>【県警生安総務課】更生支援の各分野との連携の強化（検察、矯正、保護）の（ ）内に「警察」を加えてもらいたい。（警察も検察と同様、関係機関と連携し、薬物乱用防止、暴力団の社会復帰対策、少年の立ち直り支援等、再犯防止に係る各種取組を実施しているため。）</p> <p>【千葉市】「更生支援を推進するための県内関係者による協議の場の設置・運営」とあるが、どのような協議の場として想定しているのか。また、計画のアウトラインの5「計画の策定体制」の協議会とは別の組織として考えて良いのか。</p> <p>重点課題3</p> <p>【保護観察所】「（1）就労等の確保に向けた相談・支援等の充実」について、犯罪をした者等であることを承知の上で雇用する事業者への支援を充実させる目的で、「・犯罪歴のある者等の雇用を促進する体制の整備」を追加されたい。また、就労に問題を抱える者については、就職機会の確保と同程度に、就労の継続が困難となる者が多く見られるため、例示項目のなかに、「・就労継続」を追加されたい。</p>	<p>⇒追跡調査など支援の質の検証については、県だけで実施できるものではないので、その方法等については、今後検討する。</p> <p>⇒千葉県としては、「重点課題1」を県独自の取組として中心課題と位置づけ、今後、この重点課題での取組を軸に、他の課題にも取り組んでいく。</p> <p>⇒市町村への支援は、「・地域の関係機関・団体に対する情報提供等」の項目に含まれていると理解している。</p> <p>⇒（ ）内に警察を加える。</p> <p>⇒重点課題2の「協議の場」は、計画策定後、計画の進捗管理・評価を行うもの。計画のアウトラインの「協議会」は、計画の策定を担うものとしている。</p> <p>⇒（1）就労等の確保に向けた相談・支援等の充実には、「・犯罪歴のある者等の雇用を促進する体制の整備」や「・就労継続」が含まれていると理解している。</p>

	<p>【住宅課】(2) 住居の確保等の記載内容を以下のとおり修正されたい。(修正案)・賃貸住宅への入居支援 等 ※「賃貸住宅」は公的賃貸、民間賃貸の両方を含む。具体的な支援策については、計画策定の中で検討していきたい。</p> <p>重点課題5 【婦性会】「学校等と連携した修学支援の実施等のための取組」⇒「非行の防止・学校等と連携した修学支援の実施のための取組」に変更。(理由) 少年の非行の未然防止は重要であり、法務少年支援センター(少年鑑別所)では地域援助の活動が行われているなどから、「非行の防止」を明記することによりこの取組が明確になる。</p> <p>重点課題6 【保護観察所】依存の問題を抱え、再犯に至りやすい行動様式を持つ者については、特に継続的な支援が必要となることから、「(4) 依存を背景とした犯罪をした者等に対する支援等」を追加していただきたい。</p> <p>【市原刑務所】各項目を細分化することによって具体的支援の検討が図れ、その検討結果をフローチャートにするなどして一目で大要が分かるように工夫する必要もあると思料する。例えば(1) 少年・若年者に対する支援等(児童福祉との連携強化) ア 支援に至る経緯(ケース別から個別へのフローチャート)、イ 個々の問題点(リ)、ウ 個々の支援方法(リ)を作成し、検討すべき事項を整理する。</p>	<p>⇒「・公営住宅への(優先)入居の促進」と「・新たな住宅セーフティネット制度の活用促進」を「・賃貸住宅への入居支援」に修正する。</p> <p>⇒タイトルを「非行の防止・学校等と連携した修学支援の実施のための取組」に修正する。</p> <p>⇒重点課題の項目建ては、国の再犯防止推進計画に準拠しており、「依存を背景とした犯罪をした者等に対する支援等」は、重点課題4(2)(3)に含まれると理解している。</p> <p>⇒具体的支援の検討の進め方については、今後検討する。</p>
--	--	---

【その他】

質問、意見など	
<p>●入口支援について 【弁護士会】再犯防止に関するひとつの重要な要となる“入口支援”に関する項目を重点課題の1等の大項目として入れていく必要があるのではないか。その場合には入口支援の担い手のひとつとして弁護士会との連携等の項目を明記していただきたい(弁護士会としても総力を入れて取り組むべき課題であることを示すためにも)。 【少年鑑別所】計画のアウトラインの「3 計画の位置付け」において本計画の対象者に「微罪処分、起訴猶予者、罰金・科料を受けた者」という施設収容を伴わない場合のある者が含まれている一方、「重点課題の検討」では「犯罪をした者等が矯正施設等を出所した『後』」の支援を千葉県独自の重点課題としていることも含め、いわゆる「入口」での支援が余り想定されていないような印象を受ける。仮に上記の者らを対象者とするのであれば、施設収容を伴わない場合の支援についても触れた方が良いのではないか(重点課題2から7については、施設収容を前提とした書きぶりとなっていないため、そこに含まれているという見方もできるかもしれない)。 【少年鑑別所】少年鑑別所は刑事(少年)司法手続きにおいて「入口」に位置するため、いわゆる「出口支援」を主とする本モデル事業には直接的に関与しにくいところですが、一方で少年鑑別所は「法務少年支援センター」という名称で、対象者の法的な身分や、少年・成人の別に関係なく非行・犯罪に係る支援を広く一般に行っているため、例えば「再犯防止推進計画」の「重点課題6 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組」などにおいて、「法務少年支援センター(少年鑑別所)」が持つアセスメントを始めとする機能を活用してもらいたい。 【検察庁】矯正施設等を出所した者に対する支援(出口支援)だけではなく、服役等の段階に至る前の者(起訴を猶予された者、罰金刑になった者及び自由刑の執行の全部を猶予された者)に対する支援(入口支援)も重点課題の対象者として取り組む必要がある。</p> <p>●計画の対象者について 【ガンバの会】計画のアウトライン(3)では、対象者が「犯罪をした者等」となり、出所者以外にも起訴猶予者等が羅列されている。しかし、重点課題及びこれまでの議論では、出所者のみが「再犯防止」の対象として特化されているように感じる。実際は、実刑の者以上に、その他の対象者の数の方が遥かに多いと推察する。こうした対象者について、議論なく重点から外されているように感じるが何故か? 【ガンバの会】上記にも記述したが、NPO ガンバの会の自立準備ホーム利用者は、出所者よりも起訴猶予者・執行猶予者・罰金刑の者の数が多い。これらの人たちは、実刑者よりも犯罪的には軽微と思われるが、逆に再犯の可能性は高いと考える(ガンバの会では、再犯率は出所が最も低く、起訴猶予者が最も高い)。こうした人たちの釈放後の処遇を考えるとなく、「再犯防止策」として語るができないように思う。</p> <p>●その他 【市原刑務所】国、県、市町村(市町村の規模別に)に予算面、人材面など役割を具体的に明確化する。</p>	<p>⇒入口支援の問題については、従前から説明しているとおおり、その重要性は認識しているものの、千葉県の計画では、主に出口支援を重点課題として取り上げており、モデル事業で検討してきた内容も同様である。今後、千葉県が県独自の取組として掲げる重点課題1の進捗に合わせ、入口支援についても計画の中に盛り込むことも検討している。</p> <p>⇒これまでの千葉県のモデル事業で検討してきたのは、主に重点課題1について、つまり、対象者が矯正施設等に入所中に地域の支援機関とつながりを持つことで、出所後の「切れ目のない生活支援」を実現するための方策である。今後、この重点課題での取組を軸に、起訴猶予者等に対する施策を検討し、計画に盛り込んでいきたい。</p> <p>⇒具体的な予算、人材面での役割が計画内で明記できるか、今後検討する。</p>